

尾三消防組合議会会議録 令和5年10月定例会

招集場所	尾三消防本部庁舎3階議場	書記長 塚田 力
会 期	自 令和5年10月2日 至 令和5年10月2日	1日間
出席議員数	議員定数15名	
出席議員	1 番 議 員 青木けんじ 3 番 議 員 毛受明宏 5 番 議 員 山田かずひこ 7 番 議 員 大屋よしお 9 番 議 員 山田久美 11 番 議 員 中野まさひろ 13 番 議 員 小嶋立夫 15 番 議 員 渡邊郁夫	2 番 議 員 岡島ゆみこ 4 番 議 員 伊藤真規子 6 番 議 員 山田けんたろう 8 番 議 員 福安淳也 10 番 議 員 加藤のぶひさ 12 番 議 員 水川 淳 14 番 議 員 塚本克彦
欠席議員	なし	
説明のために出席した者の職・氏名	管 理 者 小山 祐 副 管 理 者 佐藤 有美 副 管 理 者 井俣 憲治 消 防 長 佐野 耕三 次長兼予防課長 松尾 孝司 次長兼特別消防隊長 高橋 雄介 総 務 課 長 水野 徳泰	副 管 理 者 小浮 正典 副 管 理 者 近藤 裕貴 事 務 局 長 竹内 勇治 次長兼消防課長 村瀬 昭二 次長兼指令課長 近藤 和則 会 計 管 理 者 加藤 憲明 総務課専門監 富村 尚志
職務のため出席した総務課職員 の職・氏名	総務課主幹 深谷 基二 総務課課長補佐 山崎 充	総務課課長補佐 加藤 敦
職務のために出席 した者の職・氏名	書 記 長 塚田 力 書 記 小林 大介	
会議録署名者	3 番 議 員 毛受明宏	4 番 議 員 伊藤真規子

会 議 に 付 し た 議 案 及 び 審 議 結 果

議 案 番 号	議 案 名	結 果
議案第 17 号	令和 4 年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について	原案 可決
議案第 18 号	尾三消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬の特例に関する条例	原案 可決
議案第 19 号	令和 5 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 2 号）	原案 可決
議員提出 議案第 2 号	尾三消防組合議会の会議に関する規則の一部を改正する規則	原案 可決

令和 5 年 10 月尾三消防組合議会定例会会議録

下記議案議決のため、令和 5 年 10 月 2 日午前 10 時 30 分から、令和 5 年 10 月尾三消防組合議会定例会が、尾三消防本部庁舎 3 階議場に招集された。

議事日程

- 日程第 1 議会運営委員会委員長報告
- 日程第 2 管理者あいさつ
- 日程第 3 会議録署名者の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 17 号
令和 4 年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 18 号
尾三消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬の特例に関する条例
- 日程第 8 議案第 19 号
令和 4 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議員提出議案第 2 号
尾三消防組合議会の会議に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 10 管理者あいさつ

出席議員（15名）

1 番 議 員	青木けんじ議員	2 番 議 員	岡島ゆみこ議員
3 番 議 員	毛受明宏議員	4 番 議 員	伊藤真規子議員
5 番 議 員	山田かずひこ議員	6 番 議 員	山田けんたろう議員
7 番 議 員	大屋よしお議員	8 番 議 員	福安淳也議員
9 番 議 員	山田久美議員	10 番 議 員	加藤のぶひさ議員
11 番 議 員	中野まさひろ議員	12 番 議 員	水川 淳 議 員
13 番 議 員	小嶋立夫議員	14 番 議 員	塚本克彦議員
15 番 議 員	渡邊郁夫議員		

説明のために出席した者の職・氏名（14人）

管 理 者	小 山 祐 君	副 管 理 者	小 浮 正 典 君
副 管 理 者	佐 藤 有 美 君	副 管 理 者	近 藤 裕 貴 君
副 管 理 者	井 俣 憲 治 君	事 務 局 長	竹 内 勇 治 君
消 防 長	佐 野 耕 三 君	次長兼消防課長	村 瀬 昭 二 君
次長兼予防課長	松 尾 孝 司 君	次長兼指令課長	近 藤 和 則 君
次長兼特別消防隊長	高 橋 雄 介 君	会 計 管 理 者	加 藤 憲 明 君
総 務 課 長	水 野 徳 泰 君	総務課専門監	富 村 尚 志 君

職務のために出席した総務課職員の職・氏名（3名）

総 務 課 主 幹	深 谷 基 二 君	総務課課長補佐	加 藤 敦 君
総務課課長補佐	山 崎 充 君		

職務のため出席した者の職・氏名（2名）

書 記 長	塚 田 力 君	書 記	小 林 大 介 君
-------	---------	-----	-----------

午前 10 時 32 分開議

◎議長（渡邊郁夫議員）

現在の出席議員数は 15 名です。よって、令和 5 年 10 月尾三消防組合議会定例会は成立しております。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布しました日程表のとおりです。日程に先立ち諸般の報告をいたします。監査委員より、令和 5 年 3 月分から 7 月分までの例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しを配布いたしました。それでは、これより本日の日程に入ります。

日程第 1、議会運営委員会委員長報告。議会運営委員会委員長山田けんたろう議員。

◇委員長（山田けんたろう議員）

本日、委員 5 名と管理者をはじめ、議長及び副議長、関係職員の出席のもと議会運営委員会を開催し、本定例会について協議しましたので、その結果をご報告申し上げます。定例会の会期は、本日 1 日とすること。また、会議録署名者は、議長から指名することとしました。

なお、一般質問につきましては、2 名の議員より通告がありましたので、その取り扱いを確認し、申し合わせのとおり質問時間は 15 分以内とし、質問回数は制限ないもの、関連質問は認めないものとしたしました。

提出議案につきましては、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととしました。議案質疑につきましては、2 名の議員より通告がありましたので、その取り扱いを確認し、申し合わせのとおり同一の議案について質疑時間は 15 分以内とし、質疑回数は制限ないもの、関連質疑は認めないものとしたしました。

◎議長（渡邊郁夫議員）

日程第 2、管理者あいさつをお願いいたします。小山管理者。

○管理者（小山祐）あいさつ

本日ここに、令和 5 年 10 月尾三消防組合議会定例会を招集しましたところ、議員各位並びに関係諸氏におかれましては、公私ともご多用の中、ご参集を賜り厚くお礼申し上げます。

さて今議会には、当組合職員が起こしました懲戒処分に伴い、管理者としての管理監督責任を鑑みまして、令和 5 年度の管理者報酬を辞退するための条例案を提出させていただくことといたしました。

今回の不祥事につきましては、長久手消防署の備品テレビを無断で自宅に持ち帰り、紛失に気付いた後の職員からの聞き取り及び窃盗事件として愛知警察署に盗難の被害届を出した後にも関与を否定していた職員が、その後自らの関与を認め、テレビを返却したことに伴い、減給 10 分の 1、1 か月の懲戒処分を行ったものです。

今回の不祥事を厳粛に受け止め、今後このような事態が起こらぬよう一罰百戒の思

いを持ち、組合一丸となって住民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

さて、今回の定例会に提出いたします議案は、決算の認定をはじめ3議案及び議員提出議案1件の合計4議案でございます。慎重なるご審議を賜りまして、全議案可決いただきますよう、お願いを申し上げまして開会のあいさつとさせていただきます。

◎議長（渡邊郁夫議員）

日程第3、会議録署名者の指名を行います。会議録署名者には、尾三消防組合議会の会議に関する規則第53条の規定により、議長から3番毛受明宏議員、4番伊藤真規子議員、以上お二人を今回の会議録署名者に指名します。

◎議長（渡邊郁夫議員）

日程第4、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。会期は本日1日と決定いたしまして、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議長（渡邊郁夫議員）

日程第5、一般質問を行います。質問時間は、議会運営に関する申し合わせ事項により15分以内とし、質問回数は制限ないものとします。また、関連質問は認めないこととします。通告受付順により発言を許します。9番山田久美議員

◇9番（山田久美議員）

2項目質問します。1項目目は、障がいのある方への救急隊の対応についてです。

日本における障がい者の定義では、「身体障がい、知的障がい、発達障がいを含む精神障がい、その他の心身の機能の障がいがあるものであって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」とされています。

災害が起きた時、障がいをもっている多くの方が被災されていると聞いております。東日本大震災の時には、耳の聞こえない方は「何が起こっているのか状況が分からなかった。」「助けを呼ぼうと思っても、助けを呼ぶことができなかった。」「家族がいる時は安心だけれども一人の時は不安だ。」との声も聞いています。

障がいをお持ちの方から災害や事故、病気などで救急車の要請があった場合、聴覚障がいの方への対応は、どのようにされるのでしょうか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

佐野消防長

○消防長（佐野耕三）

消防長、佐野。聴覚や発話の障がいにより、音声による救急要請が困難な場合、NET119 緊急通報システムを利用して対応しています。NET119 緊急通報システムは、携帯電話やスマートフォンを使って自宅や外出先から消防へ通報できるシステムです。通報者の位置情報を知らせるほか、チャット機能を使って文字のやりとりを行うことが可能です。

なお、利用には2次元コードを使った事前の登録が必要ですので、年に一回の説明登録会のほか、ホームページや各構成市町の広報紙を通じて広く周知しているところでございます。

また、現場に到着した救急隊は、聴覚障がい者支援アプリやイラストを用いたコミュニケーション支援ボード、筆談等によりコミュニケーションを図って対応しております。

◎議長（渡邊郁夫議員）

9 番山田久美議員

◇9 番（山田久美議員）

聴覚障がいの方々数名に NET119 緊急通報システムの登録をしているか確認をしたところ、登録されていると言われました。

また、利用についても確認しましたら、一人の方は利用したことがあるということでした。コミュニケーションは、どのようにされたのかとお聞きしましたら意識があったのでアプリでの対応だったと言われ、便利な世の中になったものだととても嬉しく思っています。

しかし、通報した後すぐに意識が朦朧としてしまった場合は、アプリでコミュニケーションが取れませんがどうされるのでしょうか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

近藤次長兼指令課長

○次長兼指令課長（近藤和則）

次長兼指令課長の近藤です。意識の朦朧とした方が NET119 緊急通報システムで通報した場合、119 番入電通報画面に通報者の登録情報及び通報地点の位置情報が表示されます。チャット機能で通報者とのコミュニケーションを図ることができない場合でも、まず救急車を出動させ、119 番を受信した指令員は通報者に対し、文字送信を継続し、対応することとなります。

◎議長（渡邊郁夫議員）

9 番山田久美議員

◇9番（山田久美議員）

救急車が到着した時に少しでも意識があれば、多少のコミュニケーションがとれます。聴覚障がいの方のほとんどの方は、相手の口の動きで何を言っているのかを読みとることができます。

しかし、救急隊の方はマスクを着用していますので、口の動きを読み取る事ができません。そのような時は、マスクを外して頂きたいのですがいかがでしょうか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

高橋次長兼特別消防隊長

○次長兼特別消防隊長（高橋雄介）

次長兼特別消防隊長、高橋。総務省消防庁及び当組合の感染防止対策マニュアルでは、感染防止等を目的に救急現場でマスクを着用することとなっております。マスクを外しての対応は難しいため、失聴障がい者支援アプリやイラストを用いたコミュニケーション支援ボード等を活用し、対応しております。

◎議長（渡邊郁夫議員）

9番山田久美議員

◇9番（山田久美議員）

聴覚障がいの方でも唇の動きが分かるような、透明のマスク等を使用する考えはありませんか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

高橋次長兼特別消防隊長

○次長兼特別消防隊長（高橋雄介）

次長兼特別消防隊長、高橋。先ほどの感染防止対策マニュアルで示されているマスクは、医療用不織布マスクのサージカルマスク若しくは、空気感染を起こす疾患に罹患していることが疑われる傷病者に対しては、予防策としてより高性能なマスクのN95マスクを着用することとされていますので、透明のマスクの使用は考えておりません。

◎議長（渡邊郁夫議員）

9番山田久美議員

◇9番（山田久美議員）

聴覚障がいの方からは、唇を読み取ることで安心できるのだと聞いております。

N95マスクを着用する決まりがあるということを聴覚障がいの方に伝えておきます。
脳性麻痺や脳梗塞を起こされている方など脳に障がいがある方への対応は、どのようにされるのでしょうか。

◎議長（渡邊郁夫議員）
佐野消防長

○消防長（佐野耕三）

消防長、佐野。様々な原因で脳に障がいがありコミュニケーションをとる事が難しい傷病者につきましては、ご家族がいる場合は、情報の提供をいただき、ご家族がいない場合は、救急隊が各種資器材を活用し、全身の状態を観察した結果に基づいて必要な処置を行い、医療機関へ搬送いたします。

◎議長（渡邊郁夫議員）
9 番山田久美議員

◇9 番（山田久美議員）

脳に障がいがある方は、喘息やアレルギー等をもっている場合もあります。見た目ではなかなか分かりませんが、そのような場合はどの様に対応されるのでしょうか。

◎議長（渡邊郁夫議員）
高橋次長兼特別消防隊長

○次長兼特別消防隊長（高橋雄介）

次長兼特別消防隊、高橋。喘息につきましては呼吸状態を観察し、異常を認める場合は酸素飽和度の測定結果によって酸素投与、呼吸の補助等を行います。

アレルギーにつきましては、全身のかゆみや発疹、また眼や唇、口腔内の腫れなどで判断いたします。呼吸困難などで酸素飽和度の数値が低い場合は、酸素投与や呼吸の補助等を行います。

◎議長（渡邊郁夫議員）
9 番山田久美議員

◇9 番（山田久美議員）

先日行われました尾三消防本部救急救命技術発表会を見させて頂きました。

その時々で現場や病気、怪我の状態が異なっていました。救急要請から始まり、現場到着後、救急救命士や救急隊員が迅速かつ冷静に患者の様子を確認して「大丈夫ですか。わかりますか」「どこか痛い所ありませんか」など声をかけながら対応してい

ました。医療機関に連絡し、他の隊員に指令を出す等の確に処置されている様子を見て、いざという時に安心してお任せできると思いました。

救急隊の方はやる事がたくさんあり、大変であると承知していますが一つお願いがあります。聴覚障がいの方は不安な気持ちが大きいため、「大丈夫」と「安心してください」の2つの手話だけでも覚えていただきたいと思います。

2項目目に移ります。愛知県にある3台の地震体験車の取り扱いについて伺います。秋になると各地で防災訓練が行われますが、その時に地震体験車を使いたいという声を多くお聞きしています。地震体験車を借りる場合の手順を教えてください。

◎議長（渡邊郁夫議員）

佐野消防長

○消防長（佐野耕三）

消防長、佐野。愛知県は、使用可能な地震体験車を3台所有しており、愛知県庁、岡崎市の西三河県民事務所、豊橋市の東三河県民事務所に、それぞれ1台ずつ配備されております。

借用方法につきましては、毎年1月頃と7月頃の2回希望申込調査が行われる事前予約と、随時申し込む一般予約の2つの方法があります。事前予約では、年間最大6回まで申し込みが可能ですが、一団体につき5回までの借用制限がございます。

一般予約は、事前予約の結果により、空き状況を確認し、随時電話にて申し込みを行います。希望どおり借用することが困難な状況でございます。

なお、借用できる団体は、市町村並びに消防の業務を行う一部事務組合及び広域連合となります。

◎議長（渡邊郁夫議員）

9番山田久美議員

◇9番（山田久美議員）

例えば地域住民の皆さんが1年先の令和6年9月1日に借用したいときには、1月と7月のいずれの時期に申請すればいいのでしょうか。また、申請はどのような手順で行われるのでしょうか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

松尾次長兼予防課長

○次長兼予防課長（松尾孝司）

次長兼予防課長、松尾。事前予約の時期は、4月から9月分までの予約は前年度の1月頃に、10月から翌年3月までの予約は7月頃に申請する必要があります。

地域住民の皆様が令和6年9月1日に借用を希望される場合は、令和6年1月頃までに各市町の防災担当を通じて愛知県に申し込む必要がございますので、手順も含め各市町にご相談ください。

◎議長（渡邊郁夫議員）

9番山田久美議員

◇9番（山田久美議員）

地震体験車は、中々借りることができませんが年間でどのくらい活用されているのでしょうか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

佐野消防長

○消防長（佐野耕三）

消防長、佐野。令和5年度は、事前予約で年間2回、一般予約は上半期に1回の使用決定がございました。今年度の3回は、管内の小学5・6年生を対象に行う体験学習の消防トライアル、事業所を対象とした防災研修会、火災啓発イベントで活用いたしました。

◎議長（渡邊郁夫議員）

9番山田久美議員

◇9番（山田久美議員）

事前申請をした場合には、尾三消防管内は西三河県民事務所が担当なのでしょうか。また、それぞれの事務所から借用することができるのでしょうか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

松尾次長兼予防課長

○次長兼予防課長（松尾孝司）

次長兼予防課長、松尾。事前申請に限らず、地震体験車は、愛知県庁及びどこの管轄事務所からでも借用することができます。

◎議長（渡邊郁夫議員）

9番山田久美議員

◇9番（山田久美議員）

9月の防災の日が近づいてきますと、申請が集中して中々お借りすることができないとよくお聞きします。令和5年度は、コロナの感染状況が落ち着いたので借りることができたのではないかと思います。地震体験車を購入する計画はありますか。

◎議長（渡邊郁夫議員）
松尾次長兼予防課長

○次長兼予防課長（松尾孝司）

次長兼予防課長、松尾。現時点では購入する計画はございませんので、愛知県が所有する地震体験車を活用してまいります。

◎議長（渡邊郁夫議員）
9番山田久美議員

◇9番（山田久美議員）

救急車で使用する電動ストレッチャーの予算も必要になると思いますので、地震体験車をすぐに購入してくださいとは言いませんが、人口30万人以上の尾三消防管内に1台はあってもいいのではないかと考えます。

是非、次の計画時にはご検討くださいますように要望いたしまして質問を終わらせていただきます。

◎議長（渡邊郁夫議員）
次に、11番中野まさひろ議員

◇11番（中野まさひろ議員）

尾三消防組合ホームページでの議案の公開についてです。現在、全ての構成市町におきまして、議案の内容が各市町のホームページで公開をされています。しかし尾三消防組合におきましては、議案名のみの公開であり、議案の内容までは公開されていません。

住民の皆様が議案の内容を知るためには、現状でどのような手続きが必要でしょうか。

◎議長（渡邊郁夫議員）
竹内事務局長

○事務長（竹内勇治）

事務局長、竹内。議案の内容につきましては、本会議当日に傍聴にお見えになった方には、紙面の議案を閲覧していただいております。議案の性質上、告示日以降、当

組合へ来庁いただきましたら、紙面の議案を閲覧していただくことができます。

なお、これまで、窓口に来て閲覧を希望された事例はなく、現状、特に手続きとして定めてはございません。

◎議長（渡邊郁夫議員）

11 番中野まさひろ議員

◇11 番（中野まさひろ議員）

現状では、特に手続きとして定めていないということですが、尾三消防組合情報公開条例第6条による開示請求の手続は、必要ないという理解でよろしいですか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

水野総務課長

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。議案につきましては、一般に公開されるべきものであると認識をしておりますので、情報公開条例に係る開示請求の手続きは必要ないと考えております。

◎議長（渡邊郁夫議員）

11 番中野まさひろ議員

◇11 番（中野まさひろ議員）

情報公開条例に係る開示請求の手続きは、必要ないということですが議案については、すでに開示されている情報であるからという解釈でよろしいでしょうか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

水野総務課長

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。議案につきましては、公開されるべき情報でございますので原則的に開示されているという取り扱いになっております。

◎議長（渡邊郁夫議員）

11 番中野まさひろ議員

◇11 番（中野まさひろ議員）

すでに開示されている議案の写しの交付を希望する場合、その費用はどうなります

か。

◎議長（渡邊郁夫議員）

水野総務課長

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。議案の写しを希望される場合には、受益者負担の観点から尾三消防組合情報公開条例施行規則に準じて、費用をいただくこととなります。

◎議長（渡邊郁夫議員）

11 番中野まさひろ議員

◇11 番（中野まさひろ議員）

尾三消防組合情報公開条例施行規則第 6 条には、条例第 17 条第 2 項の規定による写しの作成及び送付に要する費用について、事務所に設置してある電子複写機により複写できるものがモノクロ（B5～A3）片面 1 枚当たり 10 円、カラー（B5～A3）片面 1 枚当たり 20 円と規定されています。

この規定を準用し、モノクロ（B5～A3）であるとする片 1 枚当たり 10 円の費用負担をいただくということでしょうか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

水野総務課長

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。尾三消防組合情報公開条例施行規則に準じまして、モノクロ片面コピー 1 枚当たり 10 円を負担していただくことになります。

◎議長（渡邊郁夫議員）

11 番中野まさひろ議員

◇11 番（中野まさひろ議員）

情報公開に対する根本的な考え方について伺います。住民の皆様に議案を公開することへの必要性については、どのように考えていますか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

竹内事務局長

○事務長（竹内勇治）

事務局長、竹内。議案の内容を公開することは、情報公開による住民サービスの向上とともに、より開かれた組合議会の推進にもつながり、組合及び議会の取組や現状について、広く住民の皆様にご理解していただく上で重要なことであると考えております。

◎議長（渡邊郁夫議員）

11 番中野まさひろ議員

◇11 番（中野まさひろ議員）

現状において、議案内容をご覧いただくためには、住民の皆様にご来庁いただき、写しが必要な場合には、白黒の場合コピー10円の実費をいただくということになります。組合職員の皆様にとっても市民町民の皆様にとっても、時間的にも経費的にも負担が大きいものと思われます。

議案内容をホームページで公開する考えはありますか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

竹内事務局長

○事務長（竹内勇治）

事務局長、竹内。先程、答弁させていただきましたとおり、議案の内容を公開することは、住民の皆様にとって重要なことであると考えます。今後は、ホームページで議案の内容を公開することにつきまして、議会との調整を図りながらできるだけ早く実施できるように準備を進めてまいりたいと考えます。

◎議長（渡邊郁夫議員）

11 番中野まさひろ議員

◇11 番（中野まさひろ議員）

議会との調整は、しっかりしていただく必要がありますが実施までの想定はいかがお考えですか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

水野総務課長

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。議会のスケジュールに合わせて、協議を進めていくこととなりますので、次の12月議会の際にご協議いただいた場合、最短で3月議会の告示日から議案の内容をホームページで公開できるものと考えております。

◎議長（渡邊郁夫議員）

11 番中野まさひろ議員

◇11 番（中野まさひろ議員）

議案内容のホームページでの公開に向けて、着実に準備を進めていただきますようご提案をいたしまして、私の一般質問を終わります。

◎議長（渡邊郁夫議員）

以上で、一般質問を終わります。

◎議長（渡邊郁夫議員）

日程第 6 議案第 17 号「令和 4 年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。議案の説明を求めます。水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。議案第 17 号令和 4 年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。この案を提出するのは、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定に付する必要があるからです。決算書に基づいて説明させていただきます。

7 ページをご覧ください。歳入です。表の一番下、歳入合計欄をご覧ください。

予算現額 40 億 4,978 万 1 千円に対しまして、収入済額は 40 億 7,471 万 6,194 円となりました。前年度に比べ 1 億 312 万 8,596 円、率にしまして約 2.6%の増加となりました。

8 ページをお願いいたします。歳出です。表の一番下、歳出合計欄をご覧ください。予算現額 40 億 4,978 万 1 千円に対しまして、支出済額は 39 億 7,664 万 4,845 円となりました。前年度に比べ 8,009 万 8,438 円、率にしまして約 2.1%の増加となりました。

9 ページをお願いいたします。先ほどの結果、歳入歳出差引額は 9,807 万 1,349 円となりました。

次に、44 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額 40 億 7,471 万 6,194 円、歳出総額 39 億 7,664 万 4,845 円で歳入歳出差引額は、9,807 万 1,349 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の 9,807 万 1,349 円となりました。

49 ページをお願いいたします。基金の状況です。まず財政調整基金です。令和 3 年度末現在高は 1 億 8,257 円です。令和 4 年度中の基金の動きは、取崩額が 7,620 円でしたので、令和 4 年度末現在高は 1 億 637 円となっております。つぎに消防施設整備等基金です。令和 3 年度末現在高は 1 億 8,149 万 3,295 円です。令和 4 年度中の基

金の動きは、積立額が1億9,434万5,763円でしたので、令和4年度末現在高は、3億7,583万9,058円となっております。

なお、決算の内訳については、添付の決算事項別明細書及び主要施策報告書のとおりとなっております。

◎議長（渡邊郁夫議員）

ここで決算審査結果の報告をお願いいたします。相羽監査委員

○監査委員（相羽喜次）

代表監査委員の相羽でございます。議長のご指名がございましたので、過日行いました令和4年度一般会計の決算につきまして、監査委員を代表しまして意見を述べさせていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、管理者より決算審査に付されました令和4年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況につきまして、東郷町議会議員の水川淳監査委員とともに審査をいたしましたので、その結果について簡潔に意見を申し上げます。

決算審査は、令和5年7月26日に実施しました。審査にあたりまして、提出されました一般会計歳入歳出決算書及び附属書類が、関係法令に準拠して調製されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、財産の管理は適正であるかなどを主眼に置き、関係諸帳簿及び関係書類との照合を行うとともに、関係職員から説明を求め、実施しました。

審査の結果についてでございますが、決算書類は、法令に準拠して作成されており、その計数は正確であると認められました。また、基金の運用状況につきましても、その計数は正確であり、基金条例に基づき管理運営されているものと認められました。

審査の概要につきましては、お手元に配付をしております決算審査意見書の記述のとおりでございます。決算総額は、歳入が40億7,471万6,194円、歳出が39億7,664万4,845円で、実質収支額は、9,807万1,349円でございます。

令和4年度は、令和元年度からの第8次尾三消防組合消防力整備計画の4年目となり、現在の消防事務の処理状況、将来の消防需要についての整理を踏まえ、中間見直しを行うと共に、将来像を実現するための各種事業を行ってまいりました。

しかしながら、管内ではいくつかの市町において、区画整理事業など面的整備が進められ、人口も増加傾向が続き、建物も高層化される傾向にあり、大きく居住環境が変化している状況です。一方、組合財政は、車両の更新や庁舎の経年劣化等のための経費が増大しています。

そのため、複数年にわたる計画的な車両更新や、庁舎長寿命化のための個別施設計画事業を実施し、予算の平準化を図っていますが、現状維持だけでは厳しい状況が続くことが予想されます。さらに、地方公務員法の一部改正による法律により、令和5年度から定年延長の段階的な引き上げが開始され、65歳定年へ向けての組織体制を

作る必要があり、その準備も行わなければなりません。

以上から、組合の広域化によるスケールメリットは十分に発揮できているのか再確認し、通信指令システムなど基幹システムの更新等に際しては、消防無線の不感地域対策などの問題に同時に取り組み、十分に調査研究を行い、組織的にも財政的にも最小の力で最大の効果を引き出すような広域化の有効性を高めるよう努めていただきたいと思います。

最後に、新型コロナウイルス感染症も令和5年5月より感染症法上の位置付けが5類に移行しましたが、職員及び住民に対して変わらない安全で安心サービスを提供していただけるような対策及び対応と職員の安全並び健康管理にも留意しながら消防力の安定した確保を要望し、決算審査のむすびといたします。

なお、詳細につきましては、お手元の決算審査意見書をご一読いただければと思います。

◎議長（渡邊郁夫議員）

これより、議案第17号に対する質疑を許します。通告により質疑を許可いたします。9番山田久美議員。

◇9番（山田久美議員）

歳出2款1項1目12節委託料についてです。例規更新整備委託料が前年度よりも132万円増額した理由をお願いします。

◎議長（渡邊郁夫議員）

水野総務課長

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。令和4年度に定年年齢引上げに伴う、各条例・規則等の例規改正を行う必要があったため、影響が生じる例規の洗い出し調査、例規案作成支援等を実施したことにより増額したものです。

◎議長（渡邊郁夫議員）

9番山田久美議員。

◇9番（山田久美議員）

歳出2款1項2目8節旅費についてです。受託研修旅費の研修内容と成果については、いかがでしょうか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

水野総務課長

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。受託研修は、消防先進地へ職員を派遣する研修で令和４年度は東京消防庁予防部調査課に職員１名を３日間、火災の原因を特定するための知識・技術を学ぶために派遣いたしました。研修後は、受託研修受講者が所属内研修を行い、現場の活動に役立てております。

◎議長（渡邊郁夫議員）

９番山田久美議員。

◇９番（山田久美議員）

この研修には、どのような職員が派遣されたのでしょうか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

水野総務課長

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。この受託研修は、火災の原因を特定する専門性の高い内容となっておりますので、火災調査の担当者で複数年経験した職員の中から選定し、研修に派遣しました。

◎議長（渡邊郁夫議員）

９番山田久美議員。

◇９番（山田久美議員）

歳出２款１項２目１２節委託料についてです。感染症検査委託料の対象人数と検査内容を詳しくお願いします。

◎議長（渡邊郁夫議員）

水野総務課長

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。令和４年８月以降に、東京にある消防大学校に入校した職員２名分の新型コロナウイルス感染症 PCR 検査の検査委託料です。７月中に消防大学校内で複数の新型コロナウイルス感染者が発生したため、消防大学校より、８月以降は入校する職員の陰性を確認した後に、入校を認める旨の通知がございました。これを受け、入校する職員に対し、PCR 検査を実施したものです。

◎議長（渡邊郁夫議員）

9 番山田久美議員。

◇9 番（山田久美議員）

入校を認める旨の通知は、入校する職員へ何日前に送られてきたのでしょうか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

水野総務課長

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。入校前の PCR 検査に関する通知につきましては、令和 4 年 8 月 22 日付けで消防大学校から特定の入校予定者宛てではなく、全国の消防本部へ一律に通知されたものとなっています。

◎議長（渡邊郁夫議員）

9 番山田久美議員。

◇9 番（山田久美議員）

歳出 3 款 1 項 1 目 10 節需用費についてです。予備費から 5,106,750 円充用されていますが、この内容はどのようなもののでしょうか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

村瀬次長兼消防課長

○次長兼消防課長（村瀬昭二）

次長兼消防課長、村瀬。愛知県では、昨年 6 月 21 日から新型コロナウイルス感染症の第 7 波に突入し、管内の感染者数も 7 月から急激に増加をいたしました。これを受け、現場で活動する救急隊員等の感染防止を徹底するため、年度末まで必要と考えられる数の N95 マスク及び感染防止衣のズボンを購入することとし、予備費から 510 万 6 千 750 円を充用いたしました。

購入した物品の詳細につきましては、N95 マスクは 26,500 枚で 323 万 5 千 650 円、感染防止衣のズボンは 2,700 着で 187 万 1 千 100 円となっております。

なお、感染防止衣の上着につきましては、通常の救急業務においても使用するため、年間を通じて必要な枚数の予算措置がなされておりましたので、充用した予備費ではズボンのみを購入しております。

◎議長（渡邊郁夫議員）

9 番山田久美議員。

◇9 番（山田久美議員）

感染防止のズボンは、コロナ感染者と分かっている時にのみ着用されたのでしょうか。またマスクは、コロナ感染者 1 回の搬送につき 1 枚のマスクを使用されたのでしょうか。普通の救急要請時のマスクは、汚れや破れ等がない場合は 1 日につき 1 枚の使用だったのでしょうか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

村瀬次長兼消防課長

○次長兼消防課長（村瀬昭二）

次長兼消防課長、村瀬。隊員の感染防止を図るため、全ての救急事案で感染防止衣の上下を着用し、マスクにつきましても 1 事案につき隊員が 1 枚ずつ使用いたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症の陽性者の対応事案のみならず、感染リスクを回避するため、マスクの再利用は行っておりません。

◎議長（渡邊郁夫議員）

9 番山田久美議員。

◇9 番（山田久美議員）

歳出 3 款 1 項 1 目 18 節負担金、補助及び交付金についてです。消防救助研修負担金が前年度より約 113 万円増加しましたが、研修内容と成果を詳しく説明してください。

◎議長（渡邊郁夫議員）

村瀬次長兼消防課長

○次長兼消防課長（村瀬昭二）

次長兼消防課長、村瀬。令和 3 年度は、足場の組み立て等作業主任者技能講習、船舶免許及び潜水土の資格取得のみでしたが、令和 4 年度は新たにドローン操縦講習の 3 名分及び玉掛け技能講習の 9 名分を加えたので、決算額の比較ですと 113 万 7 千 620 円の増額になっております。

当組合では、令和 5 年度から災害現場でのドローンの運用を開始しております。ドローンの飛行に必要な知識・操縦技能を身に付けるため、国土交通省に認可された民間のドローン操縦講習を受講させております。

また、玉掛けとはクレーンなどのフックに物をかけたり、外したりする作業のことで、救助活動等においては、玉掛け技能講習の資格が必要となります。令和 4 年度は、

採用後に入校する愛知県消防学校の初任科教育に資格取得のカリキュラムが組みれていなかった職員を対象に受講させております。

いずれの資格も消防業務の遂行には必要不可欠なものであり、新しい技術や知識の習得は職員の資質や能力向上につながり、災害現場で成果として表れています。

◎議長（渡邊郁夫議員）

9 番山田久美議員。

◇9 番（山田久美議員）

3 款 2 項 3 目 10 節需用費についてです。修繕料 6,702,190 円の修繕箇所と内容を詳しくお願いします。

◎議長（渡邊郁夫議員）

近藤次長兼指令課長

○次長兼指令課長（近藤和則）

次長兼指令課長、近藤です。本部、豊明消防署、長久手消防署に設置してあります気象観測装置の修繕のほか、指令課に設置してあります愛知県高度情報通信ネットワーク用無停電電源装置、携帯型デジタル無線装置の制御盤、消防車両に積載している運用管理装置などの修繕になります。

◎議長（渡邊郁夫議員）

次に、11 番中野まさひろ議員。

◇11 番（中野まさひろ議員）

救急出動の状況についてです。主要施策報告書の 10 ページの救急出動の状況を見ると令和 4 年度救急出動件数は、令和 3 年比で 2,382 件（21.5%）増加、搬送人員数は、2,160 人（20.6%）増加していますが、増加の内容（出動種別、年齢層、性別等）を伺います。

◎議長（渡邊郁夫議員）

村瀬次長兼消防課長

○次長兼消防課長（村瀬昭二）

次長兼消防課長、村瀬。令和 4 年の救急件数は、出動種別で申し上げますと頭痛、腹痛、発熱などの急病による搬送が令和 3 年比 1,852 件増加、そのうち新型コロナウイルス感染症の陽性者の搬送は 522 件、熱中症の搬送は愛知県に報告する統計上の数値で 105 件増加いたしました。

その他、転倒などの一般負傷で 241 件、医療機関から医療機関への転院搬送で 199 件が主に増加した種別になります。年齢層は、10 歳きざみの年齢層全てにおいて増加しました。搬送人員は、2,160 人増加しており、男女別の内訳は男性が 1,182 人、女性が 978 人の増加となりました。

◎議長（渡邊郁夫議員）

11 番中野まさひろ議員。

◇11 番（中野まさひろ議員）

びっくりするほどの増加ですが、この救急出動件数及び搬送人員数の増加は、ここ数年の傾向でしょうか。過去 5 年間の救急出動件数の推移を伺います。

◎議長（渡邊郁夫議員）

村瀬次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（村瀬昭二）

次長兼消防課長、村瀬。救急出動件数及び搬送人員は、令和 3 年から増加傾向にあります。過去 5 年の救急出動件数の推移は、平成 30 年が 12,093 件、令和元年が 11,960 件、令和 2 年が 10,554 件、令和 3 年が 11,101 件、令和 4 年が 13,483 件です。

◎議長（渡邊郁夫議員）

11 番中野まさひろ議員。

◇11 番（中野まさひろ議員）

それでは参考に、令和 5 年の状況はいかがでしょうか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

村瀬次長兼消防課長

○次長兼消防課長（村瀬昭二）

次長兼消防課長、村瀬。令和 5 年 1 月 1 日から 8 月 31 日までの救急出動件数は、9,694 件で昨年の同時期と比較し、855 件増加しております。

◎議長（渡邊郁夫議員）

11 番中野まさひろ議員。

◇11 番（中野まさひろ議員）

1 年間の数字にしてみますと 1,300 件程の増加になります。令和 3 年から令和 4 年

の救急出動件数及び搬送人員数の増加は、全国的な傾向でしょうか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

村瀬次長兼消防課長

○次長兼消防課長（村瀬昭二）

次長兼消防課長、村瀬。令和４年分は速報値ですが救急出動件数、搬送人員ともに全ての都道府県で増加しており、全国で件数が１０３万６,２５７件、率にして１６.７％の増加、搬送人員は７２万５,１６５人、率にして１３.２％増加しております。

◎議長（渡邊郁夫議員）

１１番中野まさひろ議員。

◇１１番（中野まさひろ議員）

大幅な増加の要因について、どのように考えていますか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

村瀬次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（村瀬昭二）

次長兼消防課長、村瀬。先ほどの答弁のとおり、急病による搬送が最も増加しており、その中で新型コロナウイルス感染症の陽性者と熱中症の搬送は、増加を押し上げた要因の一つになります。しかし、それ以外の増加につきましては人口増に加え、高齢化率の上昇など様々な要因が考えられますが断定することはできません。

◎議長（渡邊郁夫議員）

１１番中野まさひろ議員。

◇１１番（中野まさひろ議員）

救急出動件数及び搬送人員数の増加に対する救急対応は、支障なく行われたのでしょうか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

村瀬次長兼消防課長

○次長兼消防課長（村瀬昭二）

次長兼消防課長、村瀬。当組合の救急車の配置は、人口を基準とした台数を基本とし、さらに将来推計に基づく高齢化率や搬送人員等を勘案し、常時出動可能な救急車

12 台と非常用救急車 1 台の計 13 台を配置しております。

これまで配置している台数を超えた救急要請はございませんので、現段階では支障はなく、広域化のスケールメリットだと考えております。

なお、全ての救急車が出動中にさらに次の救急要請があった場合につきましては、消防相互応援協定に基づき、近隣消防本部に出動要請を行うこととなります。

◎議長（渡邊郁夫議員）

11 番中野まさひろ議員。

◇11 番（中野まさひろ議員）

幸い配備台数を超えた救急要請はなかったということですが、令和 4 年中における救急車の同時間の最多出動台数は何台でしたか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

村瀬次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（村瀬昭二）

次長兼消防課長、村瀬。最も多く出動が重複した台数は、12 台です。

◎議長（渡邊郁夫議員）

11 番中野まさひろ議員。

◇11 番（中野まさひろ議員）

非常用の救急車以外で全部出動したケースが 12 台ということです。12 台出動した時期はいつ頃でしょうか。また、何回ありましたか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

村瀬次長兼消防課長

○次長兼消防課長（村瀬昭二）

次長兼消防課長、村瀬。令和 4 年 11 月と 12 月にそれぞれ 1 回ずつございました。

◎議長（渡邊郁夫議員）

11 番中野まさひろ議員。

◇11 番（中野まさひろ議員）

熱中症にあまり関連がない時期であるにもかかわらず、12 台が出動している状況のようです。これまで配置している台数を幸い超えた救急要請はなかったが、非常用

救急車を除きますと全てが出動した日が2日あったということです。

この救急出動件数及び搬送人員数の増加傾向が今年度も続いています。増加傾向が続けば救急車の配置そのものを見直す必要が出てくるのでしょうか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

村瀬次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（村瀬昭二）

次長兼消防課長、村瀬。現体制は、第8次消防力整備計画を策定する際、現状分析と将来予測に基づく消防力の適正配置について調査を行い、救急車の配置は良好な状況との調査結果でした。

救急車の配置については、今後の救急需要を注視し、第9次消防力整備計画策定時に改めて調査分析を行い、必要に応じて構成市町と協議を進めてまいります。

◎議長（渡邊郁夫議員）

11 番中野まさひろ議員。

◇11 番（中野まさひろ議員）

今後も救急出動件数及び搬送人員数の増加傾向に十分注視をいただき、市民町民の皆様からの救急対応に万全を期していただくことを要請いたしまして、私の議案質疑を終わります。

◎議長（渡邊郁夫議員）

以上で議案に対する質疑を終わります。これより討論に入ります。

議案第17号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結します。これより採決いたします。

議案第17号「令和4年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（渡邊郁夫議員）

日程第7 議案第18号「尾三消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬の特例に関する条例」を議題といたします。

議案の説明を求めます。水野総務課長。

○水野総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。議案第 18 号「尾三消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬の特例に関する条例」についてご説明いたします。この案を提出するのは、職員の非違行為に際し、管理者としての管理監督責任を鑑み、制定する必要があるからです。

制定文をご覧ください。令和 5 年 9 月 12 日現在において管理者の職にある者の報酬について、条例の規定にかかわらず支給しないこととします。

附則をご覧ください。この条例は、公布の日から施行するものとし、令和 6 年 3 月 31 日限りその効力を失うものとします。

◎議長（渡邊郁夫議員）

議案第 18 号については、質疑の通告がございましたので、これより討論に入ります。議案第 18 号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結します。これより採決いたします。議案第 18 号「尾三消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬の特例に関する条例」は、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡邊郁夫議員）

日程第 8、議案第 19 号「令和 5 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 2 号）」を議題にいたします。議案の説明を求めます。水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。補正予算書の 3 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算総額にそれぞれ 8,242 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 42 億 9,373 万 9,000 円とするものです。

10、11 ページをお願いいたします。歳入の主なものとしましては、款 8 項 1 目 1 繰越金で、実質収支額を前年度繰越金として一般会計へ組み入れを行います。

12、13 ページをお願いいたします。歳出の主なものとしましては、款 2「総務費」項 1「総務管理費」目 1「一般管理費」の節 1「報酬」で、議案第 17 号の特例条例の制定に伴い管理者報酬の減額を行い、款 2 項 1 目 4「財産管理費」の節 24「積立金」で、財政調整基金への 8,189 万 5 千円の積み立てを行います。

○議長（渡邊郁夫議員）

これより議案第 19 号に対する質疑を許します。通告により質疑を許可します。9 番山田久美議員。

◇9 番（山田久美議員）

9 款 1 項 1 目諸収入についてです。高速自動車国道救急業務に関する支弁金 1,404 千円の内容を詳しくお願いします。

◎議長（渡邊郁夫議員）

村瀬次長兼消防課長

○次長兼消防課長（村瀬昭二）

次長兼消防課長、村瀬。高速自動車国道で救急業務を実施する市町村に対して支弁されるもので、当組合は東名高速道路と伊勢湾岸自動車道を管轄しておりますので中日本高速道路株式会社、いわゆるネクスコから収入いたします。

支弁金の算定は、救急隊 1 隊を維持するために要する経費に人口規模別分類係数、担当インター数、出動回数による補正係数を用いて算出されます。

今回の増額は、人口規模別分類係数が 1 %から 2 %に引き上げられたことによる増額になります。

◎議長（渡邊郁夫議員）

以上で議案に対する質疑を終わります。これより討論に入ります。議案第 19 号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結します。これより採決いたします。

議案第 19 号「令和 5 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 2 号）」は、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡邊郁夫議員）

日程第 9、議員提出議案第 2 号「尾三消防組合議会の会議に関する規則の一部を改正する規則」を議題にいたします。議案の説明を求めます。山田議会運営委員会委員長。

○山田議会運営委員会委員長（山田けんたろう議員）

改正理由は、これまでの実情に応じて所要の整備を行い、議事運営を円滑に進行す

るためです。主な改正内容です。

第3条第1項は、議員の議席は最初の会議において、くじで定めることから議長が定めることに改めています。

第3条第2項は、新たに選挙された議員の議席は、議長が定めることと追加しています。

第3条第3項は、議長は討論を用いなくて会議にはかつて議席を変更することができることと追加しています。

第24条第2項は、会議にはかることを削り、選挙を行う場合の開票の立会人を議長が議員の中から指名することとしています。

○議長（渡邊郁夫議員）

議員提出議案第2号については、質疑の通告がございましたので、これより討論に入ります。議員提出議案第2号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結します。これより採決いたします。

議員提出議案第2号「尾三消防組合議会の会議に関する規則の一部を改正する規則」は、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡邊郁夫議員）

以上で本議会に付議されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。本議会において、議決されました議案の条項・字句・数字・その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議決に付された全議案の条項、字句、数字その他整理を要するものについては、議長に委任することに決定いたしました。

日程第10、管理者あいさつをお願いします。小山管理者

○管理者（小山祐）

議員各位におかれましては慎重にご審議をいただき、上程いたしました議案につきまして、全議案、原案どおり議決をいただきましたことにお礼を申し上げます。また、相羽喜次監査委員におかれましては、決算審査のご報告をいただきありがとうございました。

さて、猛暑も一段落し、朝夕めっきり涼しくなってきましたが、一方では、体調管理が難しい季節でもあります。また、新型コロナウイルスに併せてインフルエンザが流行の傾向を見せています。議員諸氏におかれましては、健康管理にご留意いただき、ますますご活躍されますよう祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

○議長（渡邊郁夫議員）

先程は、本議会に提出されました議案を慎重にご審議いただき、適切な議決をされましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

議員各位におかれましては、各市町での議員活動等ご多用とは存じますが、くれぐれもご自愛いただき、今後も消防行政推進にご理解ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。

これをもちまして、令和5年10月尾三消防組合定例会を閉会いたします。

午前11時43分閉会

上記議事録が正確であることを署名する。

令和5年10月2日

議 長

渡邊 研夫

議事録署名者

毛 俊 明 宏

議事録署名者

伊 藤 真 規 子